

2006年 8 月 9 日

中央労働委員会  
会長 山口浩一郎 様

### 再 審 査 申 立 書

再審査申立人 所在地 大阪市中央区北浜東 1 - 1 7  
日本ワードデータビル 8 階  
名称 大阪教育合同労働組合  
代表者 執行委員長 山下恒生

#### 再審査被申立人

所在地 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番地 1 号  
名称 尼崎市  
代表者 市長 白井 文

#### 再審査被申立人

所在地 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番地 1 号  
名称 尼崎市教育委員会  
代表者 委員長 仲野 好重

大阪府労働委員会2006年（平成18年）（不）第27号事件について、2006年（平成18年）8月7日決定があり、2006年（平成18年）8月9日に決定書を受領したが、同決定は不服であるから、労働組合法第27条の15により再審査を申し立てる。

#### 1 . 不服の要点

初審決定主文を次のとおり改めるとの命令を求める。

- ( 1 ) 再審査被申立人は、再審査申立人の2005年10月14日付「団体交渉申入書」記載の団体交渉に、誠意をもって応じよ。
- ( 2 ) 再審査被申立人は、再審査申立人との団体交渉継続中であって、組合員に2006年度「尼崎市教育委員会外国人外国語指導助手の就業に関する規定及び同意書」に同意署名を強制してはならない。
- ( 3 ) 再審査被申立人は、縦 1 メートル、横 2 メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、尼崎市役所入り口付近の見やすい場所に 1 週間掲示せよ。

年 月 日

大阪教育合同労働組合  
執行委員長 山下恒生 様  
同 尼崎支部  
支部長 Gregory Patton 様

尼崎市  
市長 白井 文  
尼崎市教育委員会  
委員長 仲野好重

### 陳 謝 文

当市及び当市教育委員会は、外国人外国語指導助手（A L T）の2006年度賃金・労働条件に関する貴労組との団体交渉を誠実に行うことなく、一方的に大幅な賃下げを決定しました。そして、団交が継続しているにもかかわらず、貴労組組合員に賃下げ「同意書」に署名を強制しました。

こうした行為は、労働組合法第7条第2・3号に違反する不当労働行為であります。上記の行為につき、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為を一切行わないことを約束します。

以 上

## 2. 不服の理由

初審命令は以下のとおり、法律解釈の誤りがある。

- (1) 初審決定は、再審査申立人（以下、「申立人」あるいは「教育合同」）の本件申立人適格を否認したが、これは明らかに法律解釈を誤ったものである。

申立人が労働組合法（以下、「労組法」）第7条各号の申立人たり得ることについては、中央労働委員会（以下、「中労委」）において決着済みの問題である。すなわち、中労委は2002年10月23日中労委平成13年（不再）第43号事件再審査命令、2004年12月9日中労委平成12年（不再）第62号再審査命令、2005年6月1日中労委平成15年（資）第90・91号資格審査決定書及び2005年11月16日中労委平成16年（資）第126号資格審査決定書において、申立人適格を認めている。

中労委の判断要旨は次のとおりである。

混合組合である教育合同が地公法上の職員団体としてしか認められないと解す

ると、労組法が適用される特別職地方公務員の臨時・非常勤職員である組合員は、労組法及び不当労働行為救済制度の趣旨である労働者の団結権の保護を受けられず、また、労働組合加入の自由及び労働組合選択の自由が保障されないという不適切な結果を招来することとなり、このような事態は妥当性を欠くものといわざるをえない。

すなわち、労組法が適用となる組合員であるにもかかわらず、自らの労働条件を労組法上の使用者に対する団体交渉によって解決する手段を持ち得ないこととなり、これを当該労働者が労組法が適用されない組織を選択した結果（自由な選択の結果）であってやむを得ないと解するのは、団結権保護のための労働組合加入の自由及び労働組合選択の自由に照らして適切ではない。

教育合同は、労組法が適用される組合員に関わる問題については、使用者に対して労組法上の権利を行使することができるものと解するのが適当であり、その故に当然、労組法7条各号の別を問わず、不当労働行為制度による救済を申し立てることのできる地位にあると認めることができる。

(2) 本件は、再審査被申立人（以下、「被申立人」）が使用者となる特別職地方公務員の外国人外国語指導助手（ALT）である組合員の労働条件に関する団体交渉において、被申立人が誠実団交義務を果たさなかったこと、また組合を弱体化する目的で、組合員に賃金の引き下げに同意する署名を強制したことが不当労働行為救済であると申し立てた事件であり、申立人は当然に申立人適格を有するものである。

### 3. 結語

本件は、被申立人がALTの賃金を引き下げるにあたり、これらの労働者を代表する申立人との団体交渉において誠実団交義務を果たさなかったこと、そして賃金引き下げに同意する署名を個々の組合員に強制した事件である。明らかな不当労働行為が行われたにもかかわらず、申立人適格がないとして本件申立を却下した初審決定の不法性は許されるものではない。

初審決定で大阪府労委は、従前からの古びた論理を繰り返したただけである。申立人が準備書面（1）で提起した問題点について、大阪府労委は答えなかった。大阪府労委の初審決定の内容もさることながら、その誠意のなさには驚かされる。

申立人は、大阪府労委での審査が時間とコストの浪費であると認識していたため、中労委が本件を管轄することを希望したのであった。しかし中労委は本件を大阪府労委に移送した。そして、4ヶ月が無駄に費やされた。大阪府労委への移送は、やはり間違いであったと言わざるを得ない。

中労委として本件救済命令を早急に出すことを要望する。

以 上